

議 案 第 57 号

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定するものである。

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の192.5」を「100分の202.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

摂津市特別職の職員の給与に関する条例

第7条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項中「100分の202.5」を「100分の197.5」に、「6箇月」を「6か月」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第8条第1号から第3号までの規定中「1箇月」を「1か月」に改める。

(摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の202.5」に改める。

第4条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「離職した日」を「、離職した日」に、「100分の202.5」を「100分の197.5」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に改める。

第7条中「特別職の職員の給与に関する条例」を「摂津市特別職の職員の給与に関する条例」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「新特別職給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新議員報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新特別職給与条例又は新議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、新特別職給与条例及び新議員報酬条例の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

(摂津市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

- 5 摂津市職員の厚生制度に関する条例（平成元年摂津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特別職の職員の給与に関する条例」を「摂津市特別職の職員の給与に関する条例」に改める。